

審理員候補者名簿

所 属	審理員となるべき者
総合政策部	法務担当課長
総合政策部	法務専門員
審査請求に係る処分又は不作為に係る事務を所掌する部	課長及び担当課長の職にある者 (処分又は不作為に係る事務を所掌する課の課長及び担当課長の職にある者を除く。)

(令和8年(2026年)7月1日現在)